

グローバル・アロケーション・オープン

- ◆Aコース(年1回決算・為替ヘッジなし) ◆Bコース(年4回決算・為替ヘッジなし)
◆Cコース(年1回決算・限定為替ヘッジ) ◆Dコース(年4回決算・限定為替ヘッジ)

追加型投信/内外/資産複合

	商品分類			属性区分				
	単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ(注2)
Aコース(年1回決算・為替ヘッジなし)	追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(注1))	年1回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
Bコース(年4回決算・為替ヘッジなし)					年4回			
Cコース(年1回決算・限定為替ヘッジ)					年1回			
Dコース(年4回決算・限定為替ヘッジ)					年4回			

注1・・・資産複合(株式 一般、債券 一般)

注2・・・属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円(平成25年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 3兆402億円(平成25年6月末現在)

受託会社 **株式会社りそな銀行** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『グローバル・アロケーション・オープン』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成25年8月16日に関東財務局長に提出しており、平成25年9月1日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

新光投信株式会社

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時～午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

●ファンドの名称について

各コースについて、正式名称ではなく、下記の略称を使用することがあります。

ファンドの正式名称	略 称		
グローバル・アロケーション・オープン Aコース(年1回決算・為替ヘッジなし)	Aコース	為替ヘッジなしコース	年1回決算コース
グローバル・アロケーション・オープン Bコース(年4回決算・為替ヘッジなし)	Bコース		年4回決算コース
グローバル・アロケーション・オープン Cコース(年1回決算・限定為替ヘッジ)	Cコース	限定為替ヘッジコース	年1回決算コース
グローバル・アロケーション・オープン Dコース(年4回決算・限定為替ヘッジ)	Dコース		年4回決算コース

※なお、上記すべてのファンドを総称して「グローバル・アロケーション・オープン」という場合があります。
また、それぞれのファンドを「ファンド」あるいは「各コース」という場合があります。

<ファンドの目的>

■主として投資信託証券への投資を通じて、世界各国のさまざまな資産への分散投資と為替取引で得られる収益の獲得による投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 投資信託証券への投資を通じて、世界各国の株式や債券などさまざまな資産への分散投資で得られる収益の獲得を目指します。

◆各コースは、ルクセンブルグ籍の外国投資法人「ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド・クラスX」(以下「アロケーション・ファンド」という場合があります。)米ドル建投資証券(運用:ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー)と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」受益証券(運用:新光投信株式会社)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

※詳しくは後述の「ブラックロック」および「ファンドの仕組み」をご覧ください。

◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、アロケーション・ファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

※アロケーション・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

◆アロケーション・ファンドへの投資に係る指図権限を、ブラックロック・ジャパン株式会社に委託します。

ブラックロック

・「ブラックロック」は、運用資産総額で世界最大級の独立系運用会社であるブラックロック・インクおよびグループ会社の総称です。

・「ブラックロック」の運用資産総額は3.51兆米ドル(約270兆円*)にのびります。

・「ブラックロック」は世界各国の個人投資家および機関投資家のため、株式、債券およびオルタナティブ商品といったさまざまな資産クラスの運用を行っています。

・ブラックロック・ジャパン株式会社は、「ブラックロック」の日本拠点です。

BLACKROCK®

上記は2011年12月末時点です。
※1米ドル=76.91円で換算

2. 為替ヘッジの有無および決算頻度の違いに応じて4つのコースからお選びいただけます。

Aコース(年1回決算・為替ヘッジなし)	Bコース(年4回決算・為替ヘッジなし)
Cコース(年1回決算・限定為替ヘッジ)	Dコース(年4回決算・限定為替ヘッジ)

※各コースの間でスイッチングができる場合があります。販売会社によっては一部のコースのみのお取り扱いとなる場合もあります。詳しくは販売会社でご確認ください。

- AコースおよびBコースでは、外貨建資産については、原則としてそれぞれのコースにおいて為替ヘッジを行いません。
- CコースおよびDコースでは、外貨建資産については、原則としてそれぞれのコースにおいて米ドル売り／円買いの為替取引を行います。

3. 原則として、年1回または年4回の決算時において、収益の分配を行います。

- ◆ AコースおよびCコースの決算は、毎年9月15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)です。
- ◆ BコースおよびDコースの決算は年4回、毎年3月、6月、9月、12月の各月15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)です。
- ◆ 年1回決算コースについては、特に定められた目標分配金額を設けずに資産の成長を狙います。一方、年4回決算コースについては、毎決算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

各決算期末の前営業日の基準価額	目標分配金額(1万口当たり、税引前)
10,500円未満	基準価額水準などを勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円

- 基準価額の変動に応じて、目標分配金額が増減します。
- 分配金を受け取ることで、これらのコースを売却せずに、その値上がり収益の一部を利益確定することが可能です。

※目標分配金額は決算期末の前営業日の基準価額で決定されますので、それより前の基準価額水準は考慮されません。
 ※決算期末にかけて基準価額が急激に変動する場合など、基準価額水準および市況動向により、委託会社の判断で上記と異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。
 ※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。
 ※投資者ごとに購入価額が異なるため、基準価額が10,000円を超えて支払われた分配金であっても、分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しに相当する場合があります。

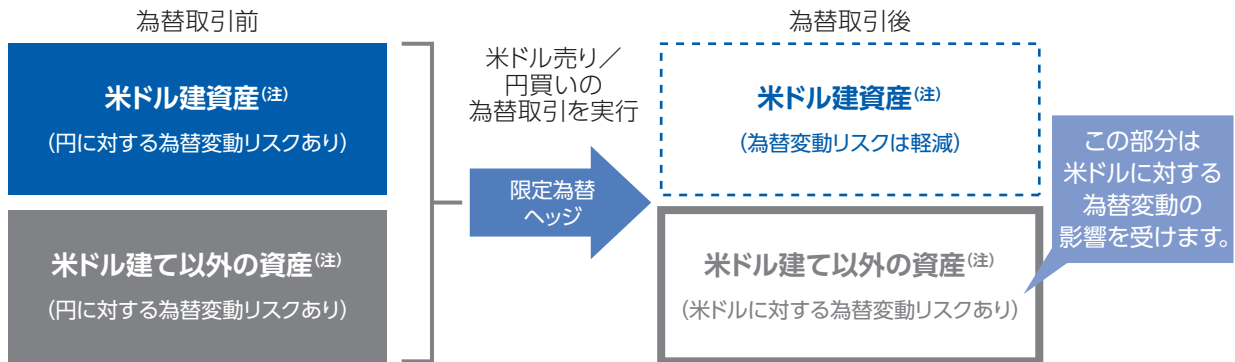
各コースの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

限定為替ヘッジコースについて

【限定為替ヘッジコース】 (Cコース・Dコース)

- ◆ 米ドルと円の為替変動リスクを軽減するため、外貨建資産については、原則としてそれぞれのコースにおいて米ドル売り／円買いの為替取引を行います。

＜限定為替ヘッジによる為替変動リスク軽減のイメージ図＞



(注)アロケーション・ファンドを通じて実質的に投資している資産

● 限定為替ヘッジによる影響

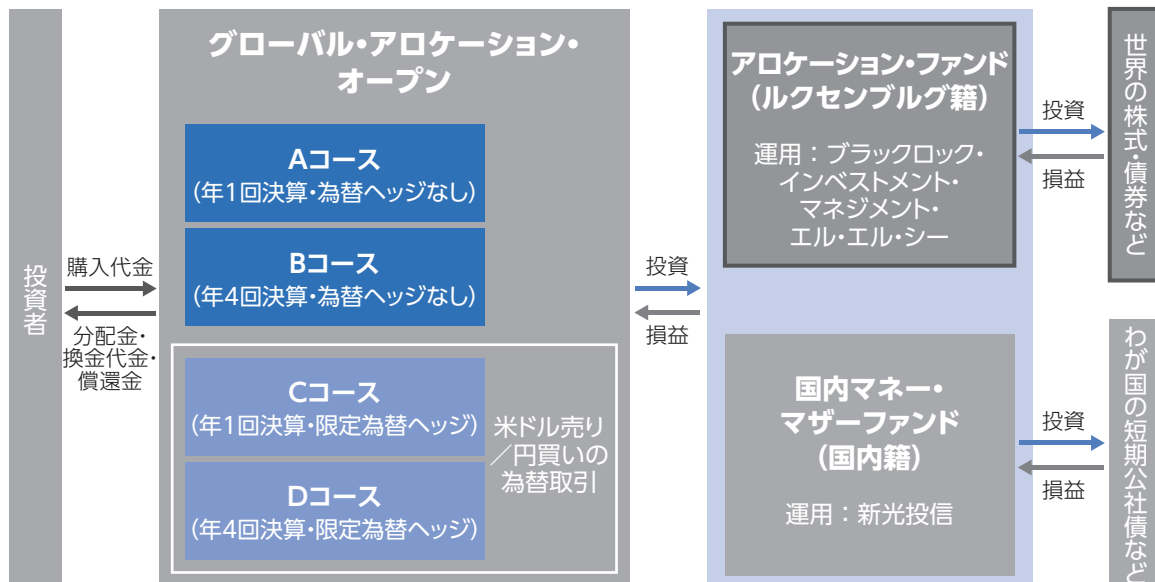
限定為替ヘッジコースでは、アロケーション・ファンドにおけるすべての投資資産の発行通貨について対円での為替ヘッジを行うわけではなく、全資産を米ドルに換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り／円買いの為替取引を行うことを基本とします。

これにより、米ドル建資産については対円での為替変動リスクが軽減されますが、米ドル建て以外の資産については、その発行通貨が米ドルに対して下落した場合は基準価額の値下がり要因に、上昇した場合には値上がり要因になります。また、円の金利が米ドルの金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

ファンドの仕組み

■ 各コースの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、一般に投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組み入れて運用する仕組みを「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



主な投資制限

ファンドの投資制限	投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。） 以外には投資を行いません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針

■原則として、年1回決算コースは9月15日（休業日の場合は翌営業日）、年4回決算コースは3月、6月、9月、12月の各月15日（休業日の場合は翌営業日）の決算時において、収益の分配を行います。

【年1回決算コース】



【年4回決算コース】



【各コース共通】

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
- ◆ 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

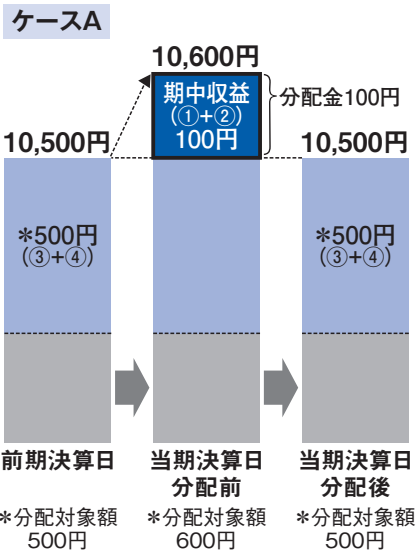
●投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。



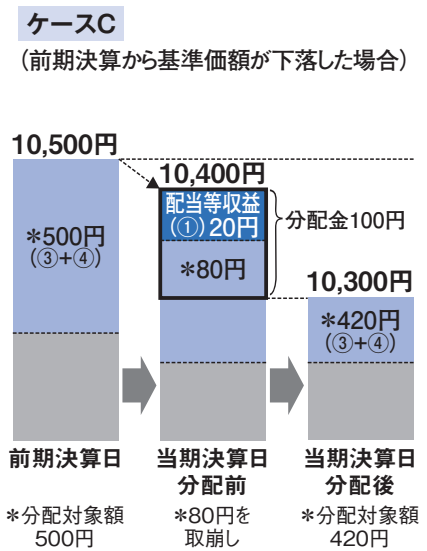
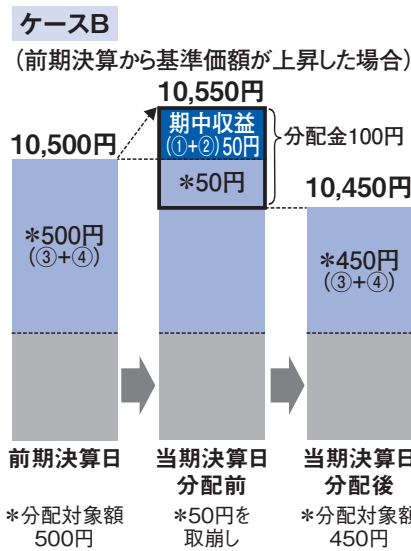
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次のとおりとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

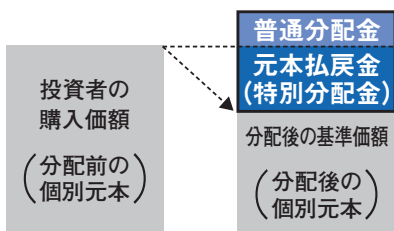
ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

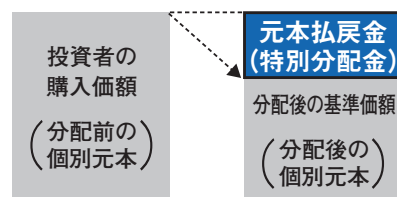
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の<ファンドの費用・税金>をご覧ください。

追加的記載事項

各コースが投資する投資信託証券の概要は、以下のとおりです。

1. アロケーション・ファンドの概要

ファンド名	ブラックロック・グローバル・ファンズーグローバル・アロケーション・ファンドークラスX
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建投資証券
運用方針	世界中のさまざまな資産（株式・債券など）、国・地域、セクターなどから、投資魅力度が高いと判断する資産を発掘します。 多くの資産および銘柄（証券）に分散投資をすることで、株式投資より低いリスクで、競争力のあるリターンを獲得を目指します。 投資環境に応じて株式や債券などの各資産への配分比率や個別銘柄（証券）への投資比率を機動的に変更することで、中長期的なトータルリターンの最大化を目指します。
主な投資制限	・純資産総額の10%を超える借入れは行わないこととします。 ・同一発行体の証券への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。
決算日	8月末
主な関係法人	管理会社：ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー 投資運用会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー 保管受託銀行：ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッド
信託報酬等	アロケーション・ファンドにおいて、管理会社および投資運用会社への報酬はかかりません。 （ただし、各コースの委託会社である新光投信株式会社が受ける報酬から、各コースの投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社に投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、アロケーション・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。）アロケーション・ファンドの上記報酬制度は変更される場合があります。
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人などへの報酬、取締役の報酬、保管受託銀行への報酬などがアロケーション・ファンドから支払われます。これらは定率でないため事前に概算料率や上限額などを表示することができません。
収益分配方針	原則として、年1回、経費控除後の利子配当等収益を分配します。 ※分配原資が無い場合など分配を行わない場合もあります。
設定日	1997年1月3日（他の既存クラスを含めた当初の設定日）

2. 国内マネー・マザーファンドの概要

ファンド名	国内マネー・マザーファンド
形態	親投資信託
運用方針	・主としてわが国の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。 ・ファンドの資金動向、市況動向などによっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
信託報酬	報酬はかかりません。
信託設定日	平成20年3月28日
委託会社	新光投信株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※上記の各概要は、各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成25年8月16日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<基準価額の変動要因>

■ 各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資した場合、為替相場の変動などの影響も受けます。

これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。 ● 限定為替ヘッジコース 限定為替ヘッジコースでは、外貨建資産については、原則としてそれぞれのコースにおいて米ドル売り／円買いの為替取引を行います。この為替取引によりアロケーション・ファンドが保有する米ドル建資産の対円での為替変動リスクは軽減されますが、米ドル建て以外の資産については米ドルに対する為替変動リスクを負うこととなります。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、それぞれのコースの基準価額が下落する可能性があります。また、円の金利が米ドルの金利よりも低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。投機的格付けが付与されているハイイールド債券や当該格付けが付与されている国が多い新興国の債券は、投資適格の債券に比べ信用リスクは高くなります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。 一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、さまざまな地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	各コースが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各コースの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆各コースのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

<リスク管理体制>

- ◆委託会社において、リスク管理に関連する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの 分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

各コースは平成25年10月21日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、本書作成日現在、記載すべき事項はありません。

<基準価額・純資産の推移>

該当事項はありません。

<分配の推移>

該当事項はありません。

<主要な資産の状況>

該当事項はありません。

<年間収益率の推移>

該当事項はありません。

※各コースにはベンチマークがありません。

※運用開始後の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどをご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位（当初元本1口=1円）
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円です。 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額（各コースの基準価額は1万口当たりで表示）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間：販売会社が定める時間 継続申込期間：原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	当初申込期間：平成25年9月17日から平成25年10月18日まで 継続申込期間：平成25年10月21日から平成26年12月16日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
スイッチング	各コース間において乗り換え（スイッチング）ができる場合があります。 スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、以下に定める日には、購入・換金・スイッチングのお申し込みの受付を行いません。 ・ルクセンブルグ証券取引所の休業日 ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金・スイッチングのお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成35年9月15日まで（平成25年10月21日設定）
繰上償還	各コースの受益権の総口数が30億口を下回った場合、各コースを償還することが投資者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。 各コースが主要投資対象とするアロケーション・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、各コースを繰上償還します。 ・アロケーション・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・アロケーション・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合
決算日	【年1回決算コース】 毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日） 【年4回決算コース】 毎年3月、6月、9月、12月の各月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として、毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※各コースには、それぞれ「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金（税引後）は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	各コースにつき5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	「年1回決算コース」は毎年9月の決算時および償還時、「年4回決算コース」は毎年3月、9月の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。（平成26年1月1日以降） 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用・税金>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、 2.625%※（税抜2.5%） を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。 ※消費税率が8%となった場合には、2.7%となります。																
信託財産留保額	ありません。																
スイッチング手数料	販売会社にお問い合わせください。 ※スイッチングの際には、別途換金時と同様の税金がかかります。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用（信託報酬）	各コースの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に 年率1.974%※（税抜1.88%） を乗じて得た額とします。 運用管理費用（信託報酬）は、以下の時期に投資信託財産から支払われます。 【年1回決算コース】毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 【年4回決算コース】毎計算期末または信託終了のとき <ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用（信託報酬）の配分>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>信託報酬(対純資産総額・年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配分 (税抜)</td> <td>委託会社^(注1)</td> <td>1.15%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.70%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする投資信託証券^(注2)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担</td> <td>1.974%※（税抜1.88%）</td> </tr> </tbody> </table>			信託報酬(対純資産総額・年率)	配分 (税抜)	委託会社 ^(注1)	1.15%	販売会社	0.70%	受託会社	0.03%	投資対象とする投資信託証券 ^(注2)		-	実質的な負担		1.974%※（税抜1.88%）
			信託報酬(対純資産総額・年率)														
	配分 (税抜)	委託会社 ^(注1)	1.15%														
		販売会社	0.70%														
受託会社		0.03%															
投資対象とする投資信託証券 ^(注2)		-															
実質的な負担		1.974%※（税抜1.88%）															
※消費税率が8%となった場合には、2.0304%となります。																	
(注1) 委託会社の信託報酬には、運用の指図に関する権限の委託（運用の再委託）を受けた投資顧問会社（ブラックロック・ジャパン株式会社）に対する報酬（年率0.75%（税抜））が含まれています。																	
(注2) アロケーション・ファンド：直接の投資運用会社報酬などはありません。（ただし、各コースの委託会社である新光投信株式会社が受ける報酬から、各コースの投資顧問会社であるブラックロック・ジャパン株式会社に投資顧問報酬が支払われます。そして、その投資顧問報酬から、アロケーション・ファンドの投資運用会社などへの報酬が支払われます。）アロケーション・ファンドの上記報酬制度は変更される場合があります。 国内マネー・マザーファンド：信託報酬はありません。																	
その他の費用・手数料	上記以外に各コースの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管などに要する費用を、その都度、投資信託財産が負担します。 また、各コースが主要投資対象とするアロケーション・ファンドにおいても、有価証券売買時の売買手数料、計算にかかる報酬、登録および名義書換代行事務会社報酬、税務顧問、法律顧問、ファンド監査人などへの報酬、取締役の報酬、保管受託銀行への報酬などがかかります。 「その他の費用・手数料」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。																

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147%

※上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成25年6月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。